

「特別警報」「暴風警報（台風）」及び「地震情報」発令時の対応

気象業務法の改定により、平成25年8月30日から、「特別警報」が導入されました。

1 「特別警報」が知立市に発令された場合

「知立市」に、「特別警報」が発令された場合は登校しないでください。

- * 登校前に「特別警報」が解除された場合も、学校からのメール等による連絡があるまで、登校しない。
- * 登校後に「特別警報」が発令された場合は、ただちに授業を中止し、気象及び通学路の状況を見て、生徒の安全を確保する最善の対応(学校待機、保護者への引渡し、集団下校等)を迅速に行う。
学校待機とした場合、解除後も安全と判断できるまで下校を見合わせる。

2 「暴風警報」が発令された場合（台風）

「知立市」に「暴風警報」が発令された場合は登校しないでください。

* 登校前に「暴風警報」が解除された場合

解除の時刻	授業等の扱い
・午前6時15分までに警報が解除	・平常授業を行う
・午前11時までに警報が解除された場合	・警報解除後2時間後に授業を行う
・午前11時を過ぎても警報が解除されない場合	・当日の授業はなく休校とする

* 登校後に「暴風警報」が発令された場合

安全に帰宅可能な場合	安全に帰宅困難な場合
・安全に下校させるための配慮をとり風の様子を見て一斉下校させます。	・状況により、下校が困難な場合には、学校待機とし、安全と判断されるまで下校を見合わせます。もしくは、保護者の迎えを待ちます。

3 「東海地震注意情報」または「予知情報（警戒宣言）」が発令された場合

◇登校前：登校しないで家で待機してください。

「予知情報（警戒宣言）」が発令された場合は臨時休校になります。

◇登校や下校の途中：家に帰り、家で待機してください。

◇在校中：保護者と確認した方法で下校させます。一斉下校または保護者(代理)の迎えを待っての下校のどちらかになります。「緊急引き渡しカード」に記入していただいた方法で生徒を下校させます。学校からメール連絡できない場合は速やかに迎えをお願いします。

*「東海地震注意情報」・「予知情報（警戒宣言発令）」が解除された場合
暴風警報が解除された場合と同様の対応になります。

「暴風警報」の「知立市」への発令を知るには・・・

- ① デジタルテレビのデータ放送：「リモコンのdボタン」→「気象情報」で
- ② 気象庁のホームページ：「気象庁 警報・注意報 知立市」を検索
- ③ 携帯サイト：国土交通省防災情報提供センターで検索